

規制影響分析書

平成21年3月

規制の名称	基幹相談支援センターの規定の整備 (障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)		
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	VIII	障害のある人もない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進すること	
施策目標	1	必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	
個別目標	1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること	
個別目標	2	サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

一方で、障害者の相談支援については、

- ① 市町村等によって取組状況に差があり、十分な支援が行われていない、
 - ② 障害種別に分かれて相談支援の委託が行われるなど相談支援を総合的に行う機関が存在せず、また、虐待等の困難事例に対応した相談支援を行う中核的な機関が存在しない、
- といった現状がある。

このような現状を踏まえ、障害者等に対する相談支援の体制の更なる充実・強化を図るために、障害種別を問わない総合的な相談支援を行う機関として、市町村は、基幹相談支援センターを設置することとする。

この際、現行の相談支援の多くが事業者への委託により行われている状況にかんがみ、市町村は当該センターの業務について、事業者に委託をすることができることとするが、相談支援を利用する障害者等のプライバシーを保護することにより、これらの者が安心して相談支援を受けることができるようにするため、基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に、守秘義務を課すこととする。

現状・問題分析に関連する指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	市町村相談支援機能強化事業の実施状況 (単位：%)	—	—	—	—	35
2	相談支援事業について市町村が直営のみで行っているもの (単位：%)	—	—	—	—	22
(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2：障害保健福祉部障害福祉課調べ						

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に守秘義務を課すこととし、当該義務を違反した場合の刑罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を規定する。
根拠条文
・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第20条第4項

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益】（便益分類：A） 利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができる。また、利用者のプライバシーの保護が十分に図られる。
【基幹相談支援センターへの便益】（便益分類：A） 利用者からの信頼が高まる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

遵守費用（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。
行政費用（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。
その他の社会的費用（費用分類：B） 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

障害者等が地域で暮らすためには相談支援の利用が不可欠であり、相談支援を安心して利用できるようにするためには、基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に対して守秘義務を規定する必要がある。また、守秘義務を規定している他の制度と比較しても過度な負担を強いる規制とはなっていない。このため、本規制の新設は政策目的を達成するために妥当なものであると考えられる。
--

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

基幹相談支援センターの職員等に対して、職務遂行の過程で知り得た秘密等については、ガイドラインより、秘密を漏らさないよう努めなければならない旨を規定する。
--

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益】（便益分類：A） センターの職員等に守秘義務を課すことによって、利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができるが、ガイドラインによる守秘義務に止まるため、実効性の確保が困難となるおそれがある。また、利用者のプライバシー保護は一定程度資するに止まると考えられる。
【基幹相談支援センターへの便益】（便益分類：A） ガイドラインにより守秘義務規定を設けることにより、利用者からの信頼がある程度高まるものの、法的な位置付けが設けられていないため、実効性の確保が困難となるおそれがある。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と

同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用	(費用分類：B) 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。
行政費用	(費用分類：C) ガイドラインを作成する業務が発生する。
その他の社会的費用	(費用分類：B) 守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

代替案は、基幹相談支援センターの負担は増加しないが、守秘義務違反に対する抑止力が存在しないため、その実効性を担保することが困難となる。また、ガイドラインの作成という行政費用が生じることになる。
したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方が、より適切な手段であると考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

障害者自立支援法では、附則において、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。
この規定を踏まえて、社会保障審議会障害者部会において議論が行われてきたところである。平成20年12月16日にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書においては、「地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、拠点的な相談支援体制を充実させていくべき」とされているところである。

【参考】

社会保障審議会障害者部会「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1216-5.html>

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。